

1. 目標値設定の考え方

本計画に定めるまちづくりの方針の実現に向けて施策による誘導効果等を把握し、本計画や本計画に基づく誘導施策を見直しながら、長期的な観点から施策展開を図ることが重要です。

上記を踏まえ、立地適正化計画の達成度を測る指標を以下のように設定します。

(1) 誘導方針 1：拠点性の強化による便利な生活環境の形成

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
各種サービスの効率的な提供と維持	指標：誘導施設の立地種類数 都市機能誘導区域内における誘導施設の立地種類を把握することにより各種サービスが効率的に提供できているかを評価する。
一定の人口密度の維持による各種生活サービス施設等の都市機能の持続性の確保	指標：居住誘導区域内人口密度 居住誘導区域内における人口密度を把握することにより、都市機能を支える人口が集積しているか、良好な居住地が形成されているかを評価する。
都市基盤の整備による良好な居住地形成	



指標	定義	基準値	中間値	目標値
誘導施設の立地種類数	都市機能誘導区域内に立地している誘導施設（生活サービス機能）の種類数	7種類 ^{※1} (R4)	維持 (R15)	維持 (R25)
居住誘導区域内人口密度	居住誘導区域全体の人口密度	39.7人/ha (R2)	33.8人/ha (R15)	29.2人/ha ^{※2} (R25)

※1：誘導施設に設定した都市機能の充足状況を維持するため、誘導施設の種類数を評価

(7種類：①商業、②医療、③福祉、④子育て、⑤金融、⑥文化、⑦行政)

※2：居住誘導区域内の人口密度は、令和27年には27.2人/haまで減少する見込みであるが、居住誘導区域内への居住の誘導により、令和2年時点の用途地域内の人口密度29.2人/ha（工業専用地域を除く）を維持することを目標値として設定（居住誘導区域外から約1,050人の誘導）

(2) 誘導方針2：連携性の強化による利用しやすい公共交通ネットワークの形成

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
利用しやすい公共交通ネットワークの形成	指標：公共交通の徒歩圏人口カバー率 居住誘導区域内では一部エリアにおいて公共交通カバー圏域に入っていないことから、公共交通カバー率を把握することにより、公共交通の利便性が向上しているかを評価する。
公共交通利用者の維持	指標：公共交通利用者数（コミュニティ交通） 公共交通（コミュニティバス）の利用者数を把握することにより、自家用車から公共交通への転換が進んでいるかを評価する。
重要な道路の機能強化	指標：都市計画道路の整備率 都市計画道路の整備率を把握することにより、都市構造上、重要な道路機能強化が進んでいるかを評価する。
快適に外出できる歩行者・自転車ネットワークの形成	指標：歩行者通行量 中心市街地の歩行者通行量を把握することにより、まちなかを歩いて外出する市民が増加しているかを評価する。



指標	定義	基準値	中間値	目標値
公共交通の徒歩圏人口カバー率	鉄道駅及びバス停からの徒歩圏域における人口の居住誘導区域内人口に対する割合	66.4% (R2)	80.0% (R15)	維持 ^{※3} (R25)
公共交通利用者数（コミュニティ交通）	公共交通（コミュニティバス）の利用者数	154,768人 (R3)	154,768人 (R9)	佐伯市地域公共交通計画の目標値に準じる ^{※4} (R25)
重要な道路の機能強化	都市計画道路の整備率	65.3% (R3)	66.3% (R15)	71.8% ^{※5} (R25)
歩行者通行量	都市機能誘導区域や居住誘導区域となる中心市街地における歩行者通行量	2,686人/日 (R3)	3,100人/日 (R9)	佐伯市総合計画の目標値に準じる ^{※6} (R25)

※3：令和2年時点の公共交通の徒歩圏カバー率は66.4%であり、一部居住の集積するエリアにおいてカバーができていないことから、居住誘導区域内においては基本的に公共交通でカバーすることとして目標値を設定

※4：「佐伯市地域公共交通計画」では、令和9年度末において公共交通利用者数を維持することとしており、目標値は、「佐伯市地域公共交通計画」における目標値の見直しと連動して見直しを行う。

※5：「第2次佐伯市都市計画マスタープラン」における道路交通形成の方針を考慮して設定

※6：「佐伯市総合計画後期基本計画」の目標値との整合を考慮して中間値を設定し、目標値は、「佐伯市総合計画」における目標値の見直しと連動して見直しを行う。

(3) 誘導方針3：安全性の強化による強靱な居住地の形成

誘導方針	誘導方針と評価指標の関係
防災・減災・事前防災対策を講 じることによる強靱な市街地 の形成	指標：自主防災組織の結成割合 都市計画区域内の自主防災組織の組織状況を把握することにより、市民が安心を感じながら暮らせているかを評価する。
安全な場所への居住の誘導を 図るなどの居住の抑制	
防災意識の向上と避難体制の 整備	指標：地域避難訓練の参加率 地域における避難訓練の参加状況を把握することにより、災害が発生したとしても、自主的な避難や地域での協力により、人命が守られる都市構造が構築されているかを評価する。



指標	定義	基準値	中間値	目標値
自主防災組織 の結成率	都市計画区域内の組織結成行政 区数の全行政区数に対する 割合	82.6% (R4)	91.6% ^{※7} (R15)	維持・向上 (R25)
地域避難訓練 の参加者率	地域避難訓練の参加率	14.8% (R3)	20.0% (R9)	33.9% ^{※8} (R25)

※7：本市全域における組織結成行政区数の全行政区数に対する割合が令和4年度末時点で91.6%であることから、中間値は本市全域の割合を目指す目標として設定し、目標値は組織結成行政区数の維持や更なる向上に向けた目標として設定

※8：「佐伯市総合計画後期基本計画」では、令和9年度末までに20.0%まで地域避難訓練の参加者率を向上させることとしており、本計画における令和25年度の目標値は、令和3年度から令和9年度までの伸び率により33.9%まで向上することを目標として設定

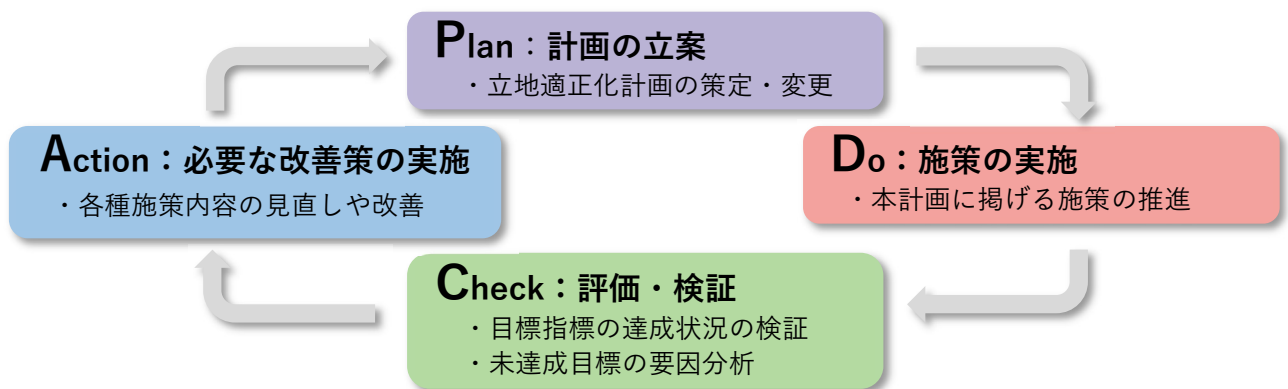
2. 計画の推進に向けて

(1) 協働のまちづくりの推進

本計画は市民・事業者・行政等が役割を責任を認識しつつ、互いに協力しながら推進することが重要です。そのため、各分野の行政機関や庁内連携を強化するとともに、市民と行政、事業者と行政など、多様な主体の連携により展開していきます。

(2) 立地適正化計画の進行管理

今後のまちづくりは各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、本計画の進捗状況を定期的に評価、検証し、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行う、計画立案（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→改善（Action）という継続的なサイクル（PDCA サイクル）により、計画的かつ適切な管理を行っていく必要があります。



(3) 継続的な進捗管理手法

本計画を着実に実行していくためには定期的に進捗管理を行い、その内容に基づく取組の再検討が必要であるため、本市では3つの進捗確認を行います。

① 毎年の進捗確認

毎年の進捗確認においては各種誘導施策の実施状況を確認し、施策の進行上、問題が生じるなどの状況が生じた場合には、必要に応じて誘導施策の見直し検討を行います。

② 5年ごとの進捗確認

5年ごとの進捗確認においては設定した目標指標の達成状況を把握するため、国勢調査や都市計画基礎調査等による分析を実施し、中間的な検証を行います。

中間的な検証段階において目標指標の算出値が目標水準を大きく下回る場合などにおいては、その原因を分析し、必要に応じて改善のための施策を講じます。

③ 計画見直しの進捗確認（おおむね10年ごと）

計画見直しの進捗確認においては、5年ごとの進捗確認と同様に目標値や誘導施策の進捗状況、今後の課題、誘導施策の実施における今後の方向性を関係各課で整理します。くわえて、都市計画基礎調査や国勢調査等を活用した市の現況分析、アンケート調査等による市民意向の把握を行い、計画の達成状況や乖離状況を把握します。この結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、国や県をはじめとする各種の上位計画の改訂や新たな法制度の制定などにより今後のまちづくりの方針に大きな変更が生じた場合には、市民意向を踏まえて本計画の見直しを検討します。